

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	健康管理(母子保健)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

香芝市は、健康管理事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させる為に適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

香芝市長

公表日

令和5年8月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理(母子保健)に関する事務
②事務の概要	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導事業に係る事務 「サービス検索・電子申請機能」により申請された電子申請データを「申請管理システム」により基幹システムに取り込む事務
③システムの名称	健康管理システム(健康カルテ)、統合宛名システム、中間サーバー、電子申請機能、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
健康かるてV7	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条・別表第一(四十九)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8項 別表第二(五十六の二), (六十九の二) 行政手続きにおける特定の個人の識別するための番号利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第七号) 第30条第8項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	香芝市 保健センター
②所属長の役職名	所長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	香芝市保健センター 〒639-0251 奈良県香芝市逢坂一丁目506番地1 問合先電話番号0745-77-3965
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	香芝市保健センター 〒639-0251 奈良県香芝市逢坂一丁目506番地1 問合先電話番号0745-77-3965

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年5月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年5月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事後	訂正
令和1年5月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠		番号法第19条第7項 別表第二(五十六の二) 行政手続きにおける特定の個人の識別するための番号利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第七号) 第30条第8項	事後	法令の追加
令和1年5月20日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保健センター 所長	所長	事後	評価書様式改正にともなう変更
令和1年12月17日	I 関連情報 4. 個人情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二(五十六の二) 行政手続きにおける特定の個人の識別するための番号利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第七号) 第30条第8項	番号法第19条第7項 別表第二(五十六の二) , (六十九の二) 行政手続きにおける特定の個人の識別するための番号利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第七号) 第30条第8項	事前	情報提供ネットワークシステムへの接続開始に伴う追加
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	法改正に伴う号ズレによる修正
令和4年10月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム(健康カルテ)	健康管理システム(健康カルテ)、統合宛名システム、中間サーバー	事後	副本登録に伴う追加
令和4年10月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム(健康カルテ)、統合宛名システム、中間サーバー	健康管理システム(健康カルテ)、統合宛名システム、中間サーバー、電子申請機能	事前	電子申請に伴う追加
令和5年7月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム(健康カルテ)、統合宛名システム、中間サーバー、電子申請機能	健康管理システム(健康カルテ)、統合宛名システム、中間サーバー、電子申請機能、申請管理システム	事後	電子申請に伴う追加
令和5年7月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導事業に係る事務	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導事業に係る事務 「サービス検索・電子申請機能」により申請された電子申請データを「申請管理システム」により基幹システムに取り込む事務	事後	電子申請に伴う追加